

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

まず、先ほどありましたが、安倍内閣の歴史認識に関連して、岸田大臣に質問いたします。

一九九五年の村山談話は、「わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。」と述べて、痛切な反省と心からのおわびの気持ちを表明したわけであります。

そこで確認いたしますが、この村山談話について、現安倍内閣としても、これまでの歴代内閣の立場を引き継ぐと。先ほど大臣は、歴代内閣の歴史認識全体を引き継ぐとおっしゃいましたけれども、そうおっしゃるならば、国策を誤り、植民地支配と侵略を行ったという、談話のある意味で核心部分も含めて引き継ぐということによろしいでしょうか。

○岸田国務大臣 安倍内閣として、侵略ですとか植民地支配を否定したことは一度もないと認識をしております。これまでの歴代内閣の立場全体を引き継いでいるということであります。

○笠井委員 否定したことはない、侵略とか植民地支配ということをおっしゃったんですが、村山談話をめぐって、第一次安倍内閣時の二〇〇六年十月六日の衆議院予算委員会では、当時、安倍首相自身も、我が党の志位委員長に見解を問われて、こう答弁されています。

総理として答えるわけでありますが、今委員のおっしゃった、国策を誤り、戦争への道歩んだ、このように指摘をされたわけだが、今指摘をされた記述を含めて、平成七年八月十五日及び平成十七年八月十五日の内閣総理大臣談話において示された考え方を政府としては引き継いでいるということでございますと、はっきりと述べているわけです、言及をして。

つまり、侵略とか国策を誤ってということについて否定したことはないというふうに今大臣も言われたんですが、この答弁に照らしても、従来の立場を引き継ぐと言うんだったら、国策を誤り、植民地支配と侵略を行ったという部分も含めて村山談話を引き継ぐ、こうはっきり答えるべきだと思うんですが、それはよろしいですか。

○岸田国務大臣 先ほどもお答えしましたように、歴代内閣の立場全体を引き継いでいるということであります。

○笠井委員 では、そこの中には、国策を誤り、植民地支配、侵略ということを行ったということについても含まれるということによろしいですか。

○岸田国務大臣 侵略あるいは植民地支配、こうしたものも含めて歴代内閣の立場全体を引き継いでいくということであります。

○笠井委員 岸田大臣は、五月十四日の記者会見で、歴史認識に関連して、日本軍慰安婦問題についてこう言われております。

筆舌に尽くしがたいつらい思いをされた方々のことを思い、非常に心が痛みます、この点については、歴代内閣においても同様の思いを持ってきたと理解をしています、こう述べられて、同時に、日韓関係は我が国にとって最も大切な二国間関係のうちの一つという認識を示されました。

岸田大臣が日韓関係を本当に心から大切な二国間関係のうちの一つと認識されているというのは、そうだと思うんですが、そうであるならば、日本政府として早急に対応すべき問題というのがこの日本軍慰安婦問題ではないかと思うんです。

そこで大臣に伺いますが、日本政府は、元日本軍慰安婦被害者の賠償請求権問題に関して、韓国政府から、一九六五年の日韓請求権協定に基づく両国政府間の協議を提起されております。その経緯と日本政府の対応はどうなっているか、大臣に伺いたいと思います。

○岸田国務大臣 慰安婦問題につきましては、筆舌に尽くしがたいつらい思いをされた方々のことを思い、非常に心が痛みます。この点、歴代内閣の認識と私は同じであります。

そして、一昨年八月末に韓国憲法裁判所の決定を受け、同年九月そして十一月に、韓国政府から我が国に対し、日韓請求権・経済協力協定に基づき協議の申し入れがありました。

この慰安婦問題を含めて、日韓間の財産、請求権の問題に対する我が国の政府の一貫した立場は、歴代の内閣が明らかにしているとおおり、日韓請求権・経済協力協定により完全かつ最終的に解決済みであるというものであります。

かかる我が国のこの考え方、これまでも累次の機会に韓国側に伝えてきておりますが、こうした考え方についてこれからもしっかりと粘り強く説明していきたいと考えています。

○笠井委員 では伺いますけれども、この問題で、そもそも韓国側から協議の申し入れをしてきたというのは、この請求権協定の三条に基づいて言ってきたということでしょうか。それを確認したいんですが。

○岸田国務大臣 そのとおりだと認識をしております。

○笠井委員 この日韓請求権・経済協力協定の三条一項では、協定の解釈及び実施に関する両国間の紛争がある場合には、まず、外交上の経路を通じて解決するものとするというふうに定めております。

この規定に基づいて、元日本軍慰安婦被害者の賠償請求権問題で韓国政府から正式に政府間協議が提案されているわけではありますが、そうである以上、両国間で協定の解釈に違いがあることは客観的な事実だと思えます。

協定の規定上、見ますと、日本政府には韓国政府との両国間協議に応じる義務があるということとは明らかじゃないでしょうか。いかがですか。

○岸田国務大臣 協定の第二条に、完全かつ最終的に解決されたことになると確認するという条文があります。

我が国は、完全かつ最終的に解決済みという認識であります。これをしっかりと説明していきたいと考えています。

○笠井委員 ただ、第二条でそう確認した上で、第三条で、紛争がある場合については、まず、外交上の経路を通じて解決するものとするというのは書いてありますね。そのとおりですね、それは。

○岸田国務大臣 条文にそのように書いてありますが、我が国の認識は、完全かつ最終的に解決済みであるというものであります。

○笠井委員 しかし、向こうの側はそうは言っていないわけで、だから三条に基づいて言っているというわけでもあります。

そもそも、協定第三条が設定されたこと自体が、一九六五年の協定締結当時、日韓間で解釈に関する紛争が起り得ることに備えたものであることを示していると思うんです。つまり、二条

でそう言っているけれども、三条でわざわざこういう項目を設けている。

日韓基本条約締結当時、日本側の交渉責任者であったのは椎名悦三郎当時外務大臣でありますけれども、一九六五年の八月五日の当外務委員会で、条約の成立後、両国の解釈が重大な点において違うというような場合には、その時点における両国の当局者がこの問題の正当な解釈についてまた協議するということもあるいは起こり得るという形で、この三条を明確に答弁しているわけです。

岸田大臣、この答弁、御存じでしょうか。

○岸田国務大臣 済みません、今手元にありませんので、いま一度確認したいと存じます。

○笠井委員 日韓基本条約当時に日本側の交渉責任者だった椎名外務大臣の答弁というのは、まさに、日韓間で解釈上の違いが生じた場合に、その時点で問題の正当な解釈について両国間で協議するというのを認めているわけです、当時。よく確認していただきたいと思うんです。

この椎名外務大臣の答弁からも、協定第三条に基づく韓国側との協議というのを拒否することは通用しない。つまり、そういうふうに三条があって、そして国会で正式に当時の外務大臣がそういうことがあるということを言っているわけですから、韓国側もそのことを当然承知しているわけで、それで、それに基づいて、三条に基づいて向こうが申し入れをしてきているとなると、協議を拒否するということになる条約上どうなるのか。これは違反することになるという話も出てくるわけで、ましてや、日本軍の慰安婦問題が被害者の告発によって明らかとなって政治問題化したのは、ずっと後の一九九〇年以降のことです。

日韓基本条約当時に問題に上っていなかったわけで、これは解決済みということを主張し続けるとおっしゃるんだけど、そういう日本政府の主張というのは成り立たないんじゃないですか、これは外交で条約があるわけですから。

○岸田国務大臣 御指摘の三条に、この協定の解釈及び実施に関する両締約国の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとするがありますが、二条に、明らかに、財産、権利及び利益並びに請求権に関する問題が、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する、こういった明文があります。

我が国としては、この問題は完全かつ最終的に解決済みであるというふうに考えております。

○笠井委員 では、二条で解決済みと書いた上で、なぜわざわざ三条というのを設けたんですか。合意して条約になったわけですよね。その上で、二条で確認しながら三条でそういうことをわざわざ設けて、解釈が違う場合とか、あるいは見解が違うときには、そのときの当局がちゃんと提起するんだ、できるというのが三条ですということを、椎名外務大臣が当時わざわざそうやって国会で答弁しているわけですよ。

では、何で三条なんか置いたんですか。

○岸田国務大臣 三条は、解釈及び実施に関する紛争はというふうに書いてありますが、第二条で、解決されたこととなることを確認する、第二条で確認をしております。

これは、確認されたことについてここで改めて議論をするということを三条で書いているのではないと思っています。

○笠井委員 確認されたことについて、その後について解釈で違いがあった場合については提起できるというのが三条ですよ。それで、向こうはそれに基づいて提起してきたわけですから、提起してきたら、協議、話し合いをすればいいんじゃないんですか。それをやっちゃいけないと

いう話じゃないでしょう。やれという話を条約は言っているわけだから。

では、何で三条なんか設けたんですか。三条なんかなくてよかったんじゃないですか、日本政府。

○岸田国務大臣 二条で、解決されたこととなることを確認するとされています。解決されたと確認されておりますので、紛争は存在しないと我が国は考えております。

○笠井委員 これをやっていたら本当に解決しませんよ。

つまり、向こうの側は、同じ条約を結んだ当事者として、二条でそういうことを言ったけれども、しかし、三条で、その後、そのときの政府がと言っているわけですから、外務大臣、当時も。解釈が違ったり見解が違うことがあれば、これは提起できるという話もあるわけです。

しかも、私が言ったように、この慰安婦問題というのは、明らかになったのがずっと後のことなわけですから、当時、条約を結んで。その後、こういう問題が起こって、やはりこの問題はあつね、向こうでは憲法裁判所でそういうことが出て、だから、韓国政府としても、三条に基づいてやろうよ、話し合ひしようと言っているわけで、それをやらないと言っちゃったら、これはどう解決するのかということになります。

私、その辺でちょっと伺いたいんですけども、韓国の外交部の趙泰永報道官が五月十六日の定例記者会見でこう言っています。韓国政府は、この問題、従軍慰安婦問題を日本政府と協議してきており、今後も協議を通じてこの問題を解決するように努力する計画だというふうに言っておりますけれども、既に何らかの協議というのは実際やっているんじゃないですか。何もやっていないんですか、これは。

○岸田国務大臣 日韓間においては、さまざまな課題について、絶えず意思疎通を図るべく努力はしております。

具体的な協議等が行われたということは承知しておりません。

○笠井委員 そのさまざまな課題において意思疎通する努力をしているという中には、この日本軍慰安婦問題も入っているということでしょうか。

○岸田国務大臣 意思疎通、情報交換はさまざまなルートで行われていますが、この問題について協議が行われたということは承知しておりません。

○笠井委員 協定の第三条に基づいて、韓国政府から、いろいろ今大臣言われましたけれども、正式に政府間協議が提起されているわけです。条約のこの項目に基づいてやっているんですと言われている以上、日韓間に解釈に関する紛争は生じていないとか、したがって第三条に基づいて解決すべき問題はないといったような従来の日本政府の理屈も通用しないということは、これは国際的な取り決め上も明らかだと思います。

しかも、この旧日本軍の慰安婦被害者になった方々は、もう高齢になっていらっしゃる。私も実際に直接会ってお話も伺ってまいりましたけれども、平均年齢が八十七歳、八十八歳と、この問題の公正な解決には一刻の猶予もないという状況であります。

日本政府として、外交上の経路を通じて解決する、三条の中でもそういうふううたわれている、そういう立場で早急かつ誠実に対応するように強く求めて、質問を終わりたいと思います。